

# 福岡県地球温暖化防止活動推進センター事業の概要と今後の展開

一般財団法人九州環境管理協会公益活動推進センター  
 福岡県地球温暖化防止活動推進センター課長 辻 勝也

## 要 旨

福岡県地球温暖化防止活動推進センターは、「福岡県地球温暖化対策実行計画」の施策の普及啓発を推進していく拠点として重要な役割を担っています。平成 29 年度は、福岡県地球温暖化防止活動推進員を支援するため、活動手引書の更新、研修会の開催、啓発パネルの新規作成を行うとともに、福岡県エコファミリー応援事業の新たな取組に対応しました。今後は気候変動への適応策についてもこれまでの緩和策と合わせて普及啓発を進めていきます。

## 1. はじめに

福岡県では、県民、事業者、行政の各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針として、平成 28 年度に「福岡県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。本計画では、国と同様に 2030 年度までに二酸化炭素排出量を 26%削減することを目標に掲げ、それを達成するために家庭部門、業務部門及び自動車部門で様々な施策が盛り込まれています。

福岡県地球温暖化防止活動推進センター（以下、県センター）は、この実行計画の中で施策を推進していく拠点として位置付けられ、地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）とともに重要な役割を担っています。県センターは、新たに策定された実行計画の目標達成に向けて、福岡県や推進員とともに、これまで以上に温暖化防止に資する取組を実践していくことが求められます。

## 2. 平成 29 年度センター事業の特徴

県センターは、地球温暖化防止に関する情報の収集と発信、地球温暖化防止活動の支援という 2 つの機能を有しており、福岡県の補助事業の他に、国（環境省）補助事業、県委託事業を実施しています。ここでは、平成 29 年度に県センターが実施した事業のうち特徴的なものを紹介します。

### (1) 第 7 期推進員の活動手引書の更新

現在、福岡県内には 94 名の推進員が各市町村で活躍しておられます。これら県センターと共に活動する推

進員は平成 29 年度から第 7 期を迎え、前任者との交代により新たに推進員 21 名が入れ替わりました。第 7 期推進員の委嘱式が平成 29 年 4 月に県庁で行われ、新たな気持ちで推進活動に臨まれることと思います。

県センターでは、この交代時期に合わせて「推進員活動手引書」を 2 年毎に更新しています。この活動手引書は、地球温暖化防止に関する最新情報、県センターが有する啓発資材情報、各推進員のプロフィール等を掲載しており、関係者に配布されるものです。

今期作成した推進員活動手引書の一部は、全国地球温暖化防止活動推進センターが作成した「地域における地球温暖化防止活動推進員活動ガイドライン作成マニュアル」の中でもモデル的なサンプルとして紹介されました。



### (2) 推進員の研修

推進員は、各地域の住民に地球温暖化防止の大切さを伝え、温暖化防止のための取組を普及啓発する役割を有しており、自らの資質の向上に努めることが求められています。県センターでは福岡県と協力して推進員研修会を毎年 2 回開催しています。29 年度は、1 回目には気候変動に関する最新情報の習得、プレゼンスキ

ルアップを目的とした講演を開催しました。2回目には、地域イベントのあり方を考えてもらうために、基調講演後にワ



写真1 ワークショップの様子

ークショップ形式でグループ討議を実施しました。

### (3) 気候変動等に関する啓発パネルの作成

県内の各地域で開催されている環境イベントでは、推進員等が地球温暖化防止に関する啓発パネルを使ってクイズ形式で普及啓発を行っています。しかし、パネルの情報が古くなっていること、毎年環境イベントに参加する方からマンネリ化を指摘されたこともあって、29年度に新たな啓発パネルを作成することにしました。

県センターと推進員、環境マイスター、関係 NPO の方と討論を重ね、気候変動に関するものを主体に啓発パネル 10 枚 1 セットを作成し、県内 6 地域の福岡県保健環境福祉事務所に配備しました。一部の地域イベントでは早速利用してもらい、好評をいただきました。

### (4) エコファミリー応援事業の新たな取組への対応

福岡県では、家庭内で節電・省エネに取り組むエコファミリーを募集し、取組結果を報告するとエコチケット(金券)や協賛企業の賞品を抽選で進呈するエコファミリー応援事業を展開しています。県センターはこの事業実施業務を受託し、エコファミリーへの新規申込者の募集、エコファミリーへの資料等の送付、取組結果の効果分析等を行っています。

29年度からは、節電、高効率照明 LED への切り換え、省エネ家電への買い替え、「うちエコ診断」の受診、グリーンカーテンの設置、コンポストの実践の 6 つの取組について報告したエコファミリーに金券が当たる仕組みに変わりました。県センターでは、この取組に関して県民からの問い合わせなどに対応しました。新たな事業でしたが、取組報告が少ないなど、取組の普及にあたってまだ課題が多く、解決のために工夫、提案をしながら進めていきたいと考えています。

## 3. 気候変動対策の動向と県センターに求められる活動

### (1) 我が国の気候変動対策の動向

我が国では、気候変動による影響が既に全国各地で発生している現状を鑑み、これまでの地球温暖化の緩和策とは別に、地球温暖化への適応策も推進していくことが重要であるとの考えから、「気候変動適応法案」が第 196 回通常国会に提出され、平成 30 年 6 月 6 日に成立しました。

本法律が施行されると、地方公共団体は国の基本計画をもとに、地域適応策実行計画を策定するとともに、地域適応推進センターを置くなど、地球温暖化対策に向けた取組を一層の強化していくことになります。

### (2) 県センターの新たな役割

適応策は、防災、農林水産業、健康・保健、観光経済など、これまでとは異なる広い領域を取り扱うことになり、幅広い知識、正確な情報が必要になります。県センターでもこの適応策について、行政等と連携して県民に対して熱中症など身近な健康被害について、これまでの緩和策と合わせて普及啓発を進めていきたいと考えています。

## 4. おわりに

県センターは福岡県よりあらためて指定を受け、第 4 期指定期間(平成 30 年 4 月～35 年 3 月)の活動に入ります。気候変動による影響が身近に実感できるようになった今、県センターの役割はますます重要になってきています。

当協会では、県センター事業の充実を図るとともに、当協会の公益活動をより一層推進していくために、平成 30 年度から普及啓発部を「公益活動推進センター」に改名し、従来までの業務内容に加え、今後は出前講座の拡充、環境教育人材の育成、地域住民サービス、公益活動の広報(HP)の充実を目指していきたいと考えています。